

商店街の空き店舗で事業を開始したい方へ

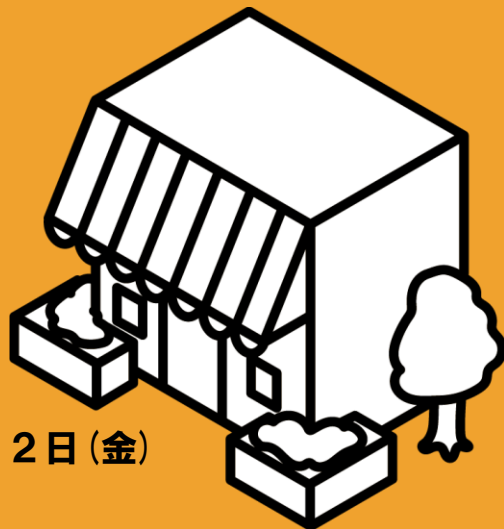
台東区商店街空き店舗活用支援（家賃支援）事業

区内近隣型商店街内(※1)にある空き店舗を借りて事業を始める
中小企業者等(※2)に対して家賃の一部を3年間補助します。

年額最大（補助上限）

60万円（1年目）

※3年間、年によって上限額が変わります。
（1年目最大60万円、2年目最大48万円、3年目最大36万円）



募集期間：令和7年4月7日（月）～9月12日（金）

助成件数：5件 ※対象者は審査会を実施後決定

この事業は、商店街の一体性を確保し、にぎわいあふれる商店街づくりを目的としています。
商店街の活性化や、地域の貢献につながる事業を始める方に対し、区が支援をいたします。
※ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける業種を除く。

補助限度額	補助率	補助対象経費	補助期間
1年目：月額5万円まで 2年目：月額4万円まで 3年目：月額3万円まで	対象経費(家賃)の 1/2	家賃のみ (敷金、礼金は除く)	3年間

■ 補助条件

- ① 区内の近隣型商店街の区域内にある空き店舗であること。
- ② 空き店舗として、概ね3か月以上経過した物件であること。
- ③ 令和6年4月1日以降に契約した物件であること。
- ④ 補助決定後3か月以内に事業を開始すること。
- ⑤ 令和8～10年度の3年間、年1回商工相談員による経営診断を受けること。
- ⑥ 出店後は、商店街等に参加し、活性化に向けて協力していくこと。

【問合せ先】

詳細は二次元コードから
HPをご覧ください→

台東区役所 文化産業観光部 産業振興課 商店街担当

〒110-8615 台東区東上野4-5-6 / ☎03(5246)1142 / FAX 03(5246)1139



※1 近隣型商店街→主に地元の方が徒歩や自転車などにより日用品の買い物を行う商店街（詳しくは商店街担当にお問い合わせください）

※2 中小企業者等→交付申請から3か月以内に事業を開始する具体的な計画を有する方で、以下の①②に該当する方

①中小企業基本法第2条に定める中小企業者 ②特定非営利活動促進法第2条第2項に定めるNPO法人等

■ 提出書類(申請時)

- ① 申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 事業収支計画書
- ⑤ 出店計画書及び出店確認書
- ⑥ 補助金における事務経費に係る消費税の取扱いについての確認書
- ⑦ 最新決算期の決算報告書の写し（貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費）
- ⑧ 法人事業税の納税証明書（都税事務所発行の最新決算期のもの）又は領収書
- ⑨ 会社の概要がわかるもの
- ⑩ 店舗が概ね3か月以上空いていることを確認する書類(家主・貸主の捺印のある証明書等
- ⑪ 賃貸借契約書の写し（申請日までに契約がお済の方）

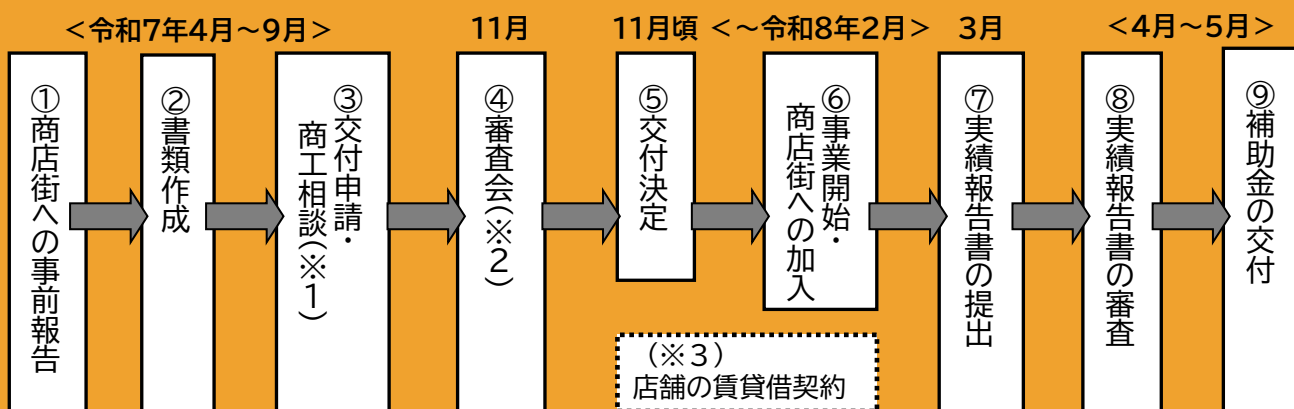
①～⑥、⑩の書式につきましては、区のホームページからダウンロードするか、区にご請求ください。

※⑤出店計画書及び出店確認書について

申請にあたっては、空き店舗のある区域の商店街・商店街振興組合の会長等に「⑤出店計画書及び出店確認書」により事前に報告してください。商店街・会長等の連絡先については、産業振興課商店街担当までお問い合わせください。

※個人事業者の場合には、⑦は、確定申告書の写し、⑧は、住民税の納税証明書（最新のもの）をご提出ください。
※添付書類等に不備がある場合には、追加書類の提出を求められることがあります。また、提出期限までに書類がそろわないと申請受付できません。

■ 申請から交付までの流れ



※1 商工相談員による事業計画の事前確認を行います。下記までご連絡のうえ、ご相談日の調整を行います。

商工
相談

時間:午前10時から午後4時まで(1時間) 場所:台東区小島2-9-18(台東区中小企業振興センター内)
事前予約制:9月までに相談を受けていただく必要があるためお早目にお申込みください。

※2 申請期間終了後、審査会を実施します。

事業者の方には10分程度でプレゼンテーションを行っていただきます。

■ 申請にあたっての留意点

- 申請は、必ず事前に電話で予約のうえ、産業振興課までご持参ください。(郵送での受付は行っていません。)
- なお、申請時には、申請事業の内容について、詳しくお聞きますので、説明のできる方がお越しくください。
- 申請後、店舗立地など事業計画の変更はできません。資金繰りや事業計画等をよくご検討の上、お申込みください。
- 令和6年4月1日以後に契約した物件であれば、申請前に事業を開始していても問題ありません。
- 補助金の交付は上記の⑧実績報告書の審査後(令和8年4月～5月)になります。
1か月程度の時間を要するので、余裕を持って書類をご提出ください。
- 令和8年度以降についても、各年度で、③交付申請・商工相談、⑦実績報告書提出の手続きが必要になります。